

介護サービス事業所・施設等における補助金 に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額 (返還額)の報告事務について

福山市保健福祉局

長寿社会応援部介護保険課

2024年（令和6年）3月版

目次

1 仕入控除税額報告の概要

- (1) 消費税の納付と補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 報告の時期等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2 仕入控除税額の算定について

- (1) 仕入控除税額フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 返還額が0円の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 返還額がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3 市への報告書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- (1) 返還額が0円の場合
- (2) 返還額がある場合

4 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- Q.1 返還額が0円の場合の報告について
- Q.2 返還金がある場合の手続きについて
- Q.3 同一の補助金で複数の交付決定がある場合の報告について

※ この資料は、介護保険課から補助金を受けた事業者が仕入控除税額の報告を行うためのものです。

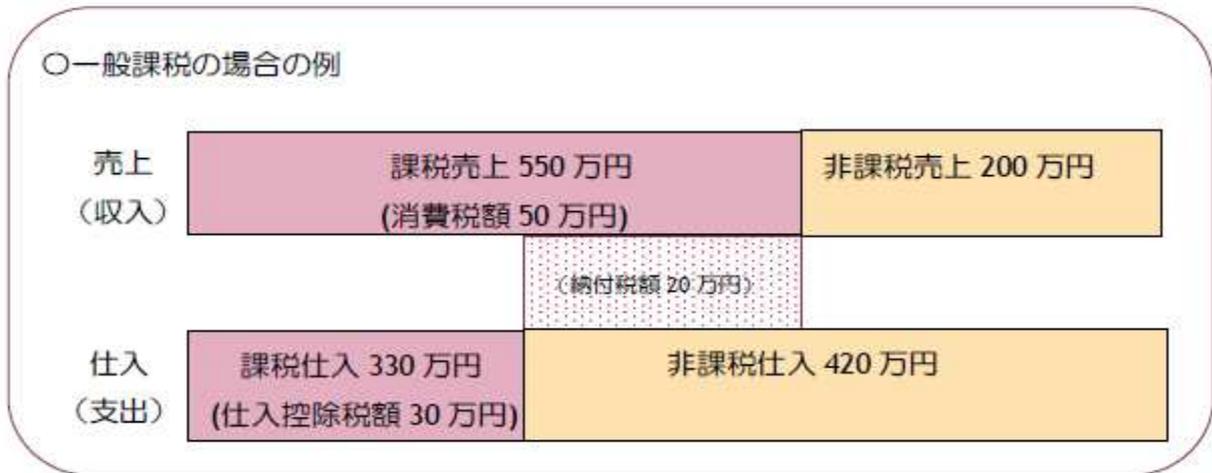
他課の補助金に関することは、各補助金の交付事務を行った部署にお問い合わせください。

※ 消費税の申告方法については、税理士や税務署に御相談ください。

1 仕入控除税額報告の概要

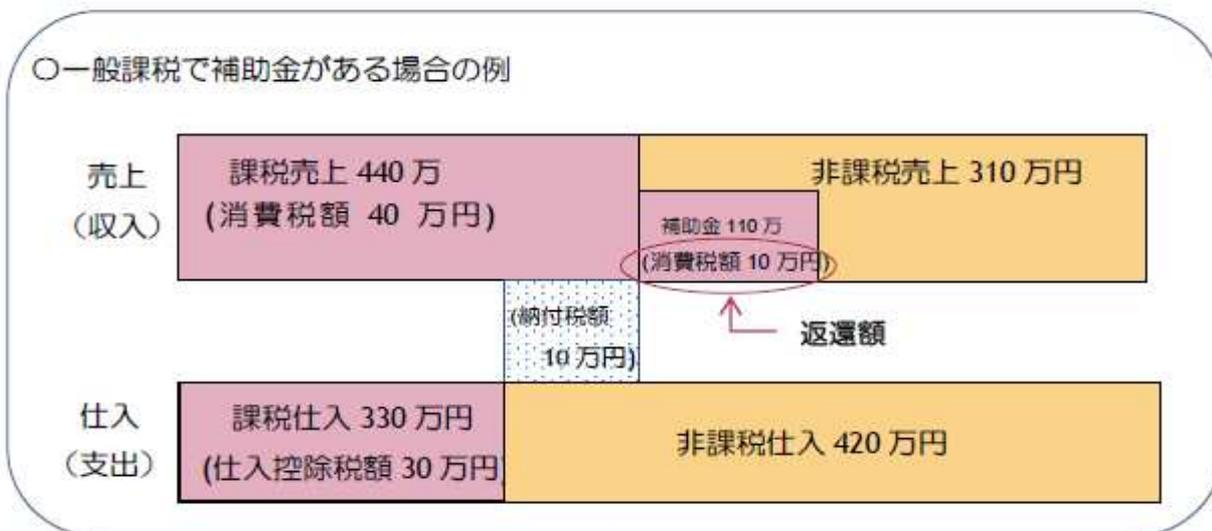
(1) 消費税の納付と補助金について

課税事業者は、課税売上げに係る消費税及び地方消費税額から課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した額を消費税として、税務署に納付することになっています。



補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することもできます。この場合には、事業者が補助金の交付を受けるとともに消費税還付等の利益を受けることがないよう、市の要綱において「仕入控除税額報告書」の報告を求めています。

消費税及び地方消費税の確定申告によって仕入控除税額がある場合、その全部又は一部を市に返還してもらう必要があります。



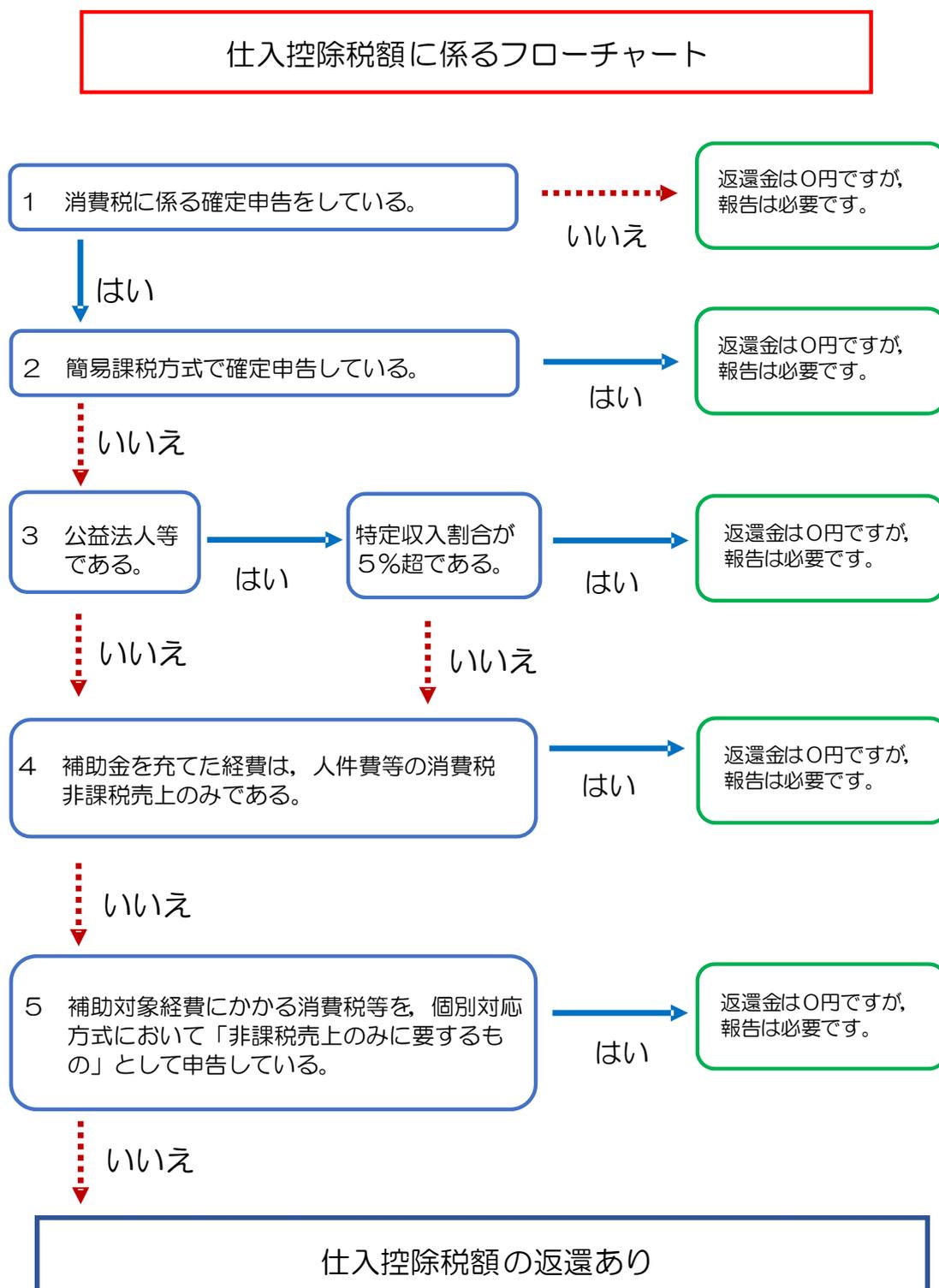
(2) 報告の時期等について

多くの補助金交付要綱において、「消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合には速やかに市長に報告しなければならない。」と定めていますので、消費税の確定申告が終わり、消費税等に係る仕入控除税額が確定しましたら、適宜、報告をお願いします。

「速やかに」とは概ね1か月程度を目安にしてください。

2 仕入控除税額の算定について

(1) 仕入控除税額フローチャート



(2) 返還額が0円の場合

次のような事業者は、原則返還金はありません。

- 消費税の申告義務がない。
- 簡易課税方式で申告している。
- 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。
- 補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するもの」として計上している。

※返還額が0円の場合でも、報告は必要です。

公益法人等とは？

地方公共団体の特別会計，一般財団法人，一般社団法人，学校法人，公益財団法人，公益社団法人，国民健康保険組合，国立大学法人，社会福祉法人，地方独立法人，独立行政法人，日本赤十字社等が該当します。

詳しくは，消費税法別表第三を確認してください。

(3) 返還額がある場合

(2) 以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、次のとおり、計算の上、市に報告してください。

なお、課税売上高や課税売上割合、配分方式によって、計算方法が異なりますので、該当する計算方法で返還額を算出してください。

※返還額の計算において、課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。

○課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{10}{110}$$

- 課税売上割合が95%未満の場合、
又は課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円を超える場合
- 一括比例配分方式を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税額	仕入控除税額 (控除する消費税額)	↑ 課税売上割合 で按分 ↓
	控除できない消費税額	

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高 (税抜き)}}{\text{総売上高 (税抜き)}}$$

※基本的に、仕入控除税額を計算するときは端数処理を行いません。

●個別対応方式を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入に係る消費税額	A 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	B AとCに共通するもの	
	C 非課税売上のみに対応するもの	控除できない消費税額

課税売上割合で按分



小数点以下の処理について

課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。
 返還額については、円未満を切り捨ててください。

3 市への報告書類について

(1) 返還額が0円の場合

ア 仕入控除税額報告書

イ 返還額がない理由を証する書類

- 簡易課税制度で申告している→確定申告書（第3-(3)号様式，又は第27-(2)号様式）
- 特定収入割合が5%を超える→確定申告書，特定収入割合の計算過程が分かる書類
（任意様式可）

(2) 返還額がある場合

ア 仕入控除税額報告書

イ 確定申告書

ウ 付表2-3，又は附表2-1,2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

エ 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式可）…6ページの公益法人等のみ

4 よくある質問

Q.1 返還額が0円でも報告が必要か。

A.1 補助金を受領した事業者は、全員報告が必要です。

Q.2 返還がある場合、どのような手続きが必要か。

A.2 市から納付書を送付しますので、近くの金融機関等で支払ってください。

Q.3 同一の補助金で複数の交付決定がある場合、まとめて報告することは可能か。

A.3 交付決定通知ごとに報告書を作成の上、報告をお願いします。

☆消費税や仕入控除税額等の詳しい内容については、国税庁のHP
(<http://www.nta.go.jp>) を御確認ください。